

## 旧 AIU の商品（平成 29 年 12 月 31 日以前保険始期契約）における

### 生命保険料控除の対象となる保険料の範囲

	旧制度 (保険始期が平成 23 年 12 月 31 日以前のご契約) <u>旧一般生命保険料控除</u>	新制度<現行制度> (保険始期が平成 24 年 1 月 1 日以降のご契約) <u>介護医療保険料控除※</u>
メディカル総合保険	下記(1)～(6)の特約の保険料を除くすべての保険料 (1)高額医療・住宅改造費用等保険金特約 (2)葬祭費用保険金特約 (3)賠償責任危険保険金特約 (4)携行品損額保険金特約 (5)救援者費用保険金特約 (6)無事故戻し金特約	下記(1)～(5)の特約の保険料を除くすべての保険料 (1)高額医療・住宅改造費用等補償特約 (2)回復支援費用補償特約 (3)葬祭費用補償特約 (4)個人賠償責任補償特約 (5)携行品損額補償特約
終身医療保険	すべての保険料	同 左
所得補償保険 団体長期障害所得補償 保険	地震・噴火・津波危険補償特約保険料を除くすべての保険料	同 左
積立介護費用保険 介護費用保険	すべての保険料	同 左
こども総合 ライフスタイル総合保険		下記(1)～(4)の特約の保険料 (1)疾病入院医療保険金支払特約 (2)疾病手術医療保険金支払特約 (3)疾病入院療養一時金支払特約 (4)疾病治療費用補償特約
普通傷害 (知的障害者等福祉団 体傷害保険特約)		下記(1)～(4)の特約の保険料 (1)傷害疾病入院諸費用保険金 (2)傷害疾病入院時室料差額費用保険金 (3)傷害疾病入院付添介護保険金 (4)傷害疾病入院一時金
女性保険		女性特定疾病診断給付金等支払特約の保険料

※保険期間開始日が平成 23 年 12 月 31 日以前のご契約で、平成 24 年 1 月 1 日以降に介護医療保険料控除の対象となる特約の中途付帯が行われたご契約（団体契約の場合は、契約単位で特約の中途付帯が行われたご契約）も対象になります。